

寄付税制 徹底解説！

もっと
もっと

寄付税制と 認定NPO法人を 活用しよう！！



はじめに

2011年度税制改正において、認定NPO法人（認定特定非営利活動法人）や公益社団・財団法人等への寄付に、所得控除との選択制による所得税の税額控除が導入されました。これにより、寄付やNPOの活動がさらに活発になることが期待されています。こうした寄付金控除が適用される団体は、多様化・複雑化する社会課題に日々懸命に取り組んでいますが、一方で、優遇税制の広報・周知は十分とは言えません。

このパンフレットは、寄付促進税制3つ（個人、法人、相続人）と「みなし寄付金制度」の4つの優遇税制をテーマにしています。これらをより多くの市民・企業・NPOに活用していただくために、優遇税制の概要から活用事例、認定NPO法人制度について分かりやすくまとめたものです。皆様のファンドレイジング（寄付集め）にご活用いただき、少しでもお役に立てれば幸いです。ご意見・ご感想をお待ちしております。

なお、このパンフレットは、立正佼成会一食平和基金の助成を受けて作成しました。また、全国の認定・仮認定NPO法人をはじめ、多くの団体・個人の方々にご協力・ご支援いただいております。この場をお借りして心より御礼申し上げます。

2016年3月

認定NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会

目次

はじめに	1
寄付税制をもっと使おう!	2
メリット 1 個人の寄付金控除	3
メリット 2 法人の寄付金特別損金算入	5
メリット 3 相続財産寄付の非課税	7
メリット 4 みなし寄付金	9
認定NPO法人の要点	11
認定NPO法人になるための基準	13
認定NPO 寄付税制の達人になるまで 事業型	15
認定NPO 寄付税制の達人になるまで 寄付型	17

※本パンフレットの内容は2016年2月時点の制度・税制等に基づき作成しています。最新の情報や具体的な適用などは税務署や税理士にご相談ください。

寄付税制をもっと使おう!

ポイント

- 市民や企業の寄付を促進する制度。
- 1人1人が社会に参加し、変革を進めるための制度。
- 年々拡充が進んでいる。



■ 日本の寄付は伸びている

現在、日本では多くのNPO（民間非営利組織）が、福祉・まちづくり・環境保全・国際協力・アートなど様々な分野で活躍しています。こうしたNPOへの参加・支援方法は様々ありますが、近年高い注目を集めているのが「寄付」です。特に2011年の東日本大震災後、国民の約8割が寄付をして、寄付額も過去最大になったと言われています。

■ 寄付を促す政策も急拡大

国や自治体も寄付の拡大を後押ししており、その中心となるのが「寄付税制（寄付促進税制）」です。認定・仮認定NPO法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人などへの寄付者の税負担を軽減（減税）することで、寄付を促しています。NPOからの強い要望で、以前より、かなり拡充されています。

■ 寄付は「未来の社会」の選択

寄付税制（特に個人の寄付金税額控除）は、「自分の税金の使い道を自分で決められる」という側面を持っています。寄付者が、公共を支える資金の流れを大きく変えていく。いわば「未来の社会」の選択です。寄付税制は「1人1人が社会に参加し、社会を変える主役になれる」制度。これをもっと活用して、市民社会を充実させていきましょう!

1 個人の寄付金控除

所得税

個人住民税

(所得控除・税額控除)

世界トップクラスの減税率!

ポイント

- 「税額控除」では、最大で寄付金額の約50%が減税。
- 所得税は必ず減税。住民税は減税となる場合がある。
- 確定申告(還付申告)が必要。

【寄付金控除のしくみ】

住民税も対象となる場合

30代会社員の例

年収 420万円
課税対象所得 226万円
所得税率 10%



最大約50%の 税額控除 = 減税

“減税”という形で
キャッシュバック
されるんだね~!

税額控除

最大1万4,000円

(所得控除だと)
最大5,600円

国・自治体

還付

計3万円を寄付

8,000円

20,000円

2,000円

公益財団法人
A

認定NPO法人
B

仮認定NPO法人
C

通常は「税額控除」の
方が断然お得だよ!

【所得税の計算式】…どちらか有利な方を選択できます。

税額控除

$$\left(\text{年間寄付金合計額} - \begin{matrix} 2,000\text{円} \\ \text{(控除下限額)} \end{matrix} \right) \times 40\% = \text{減税額 (所得税分)}$$

税額控除上限 減税額は所得税額の25%が限度

税額控除・所得控除 共通上限 年間寄付金合計額は、年間の総所得金額等の40%が限度

所得控除

$$\left(\text{年間寄付金合計額} - \begin{matrix} 2,000\text{円} \\ \text{(控除下限額)} \end{matrix} \right) \times \text{所得税率} = \text{減税額 (所得税分)}$$

【個人住民税の計算式】

税額控除のみ

$$\left(\text{年間寄付金合計額} - \begin{matrix} 2,000\text{円} \\ \text{(控除下限額)} \end{matrix} \right) \times \text{最大10\%} = \text{減税額 (個人住民税分)}$$

※ 都道府県指定分: 4% + 市区町村指定分: 6% = 合計最大10%

上限 年間寄付金合計額は、年間の総所得金額等の30%が限度

※一部の自治体では指定を受けたNPO法人への寄付が住民税税額控除の対象です。



税額控除は「認定・仮認定NPO法人」と「一部の公益法人等」に限定です。

寄付集めにご活用ください!

NPOの声
使って
良かった!

- ▶ 認定取得後、これまでのご支援に対する御礼と、新規事業の発表&ファンドレイジングのため「認定記念イベント」を開催。団体で初となる100万円台の寄付集めに成功しました!
- ▶ 税額控除で最大約半額の減税、つまり寄付者の実質負担が約半分となることから、「寄付金額2倍キャンペーン」を実施。寄付単価UPや高額寄付獲得につながりました!
- ▶ 認定取得後は、領収書や寄付金控除に関する問合せが増えました。毎年ご自身の控除上限額を計算し、最大限までご寄付くださる方もいます!
- ▶ 理事長の講演に共感した方が、「特定寄附信託(日本版ブランドギビング信託)」を活用し、5年間計数千万円のご支援をくださいました!

条件・注意点

- 「年末調整」では適用されません。給与所得者(サラリーマン)であっても2月中旬~3月中旬の確定申告(還付申告)が必要です。
- 寄付者が、寄付金控除を受けるためには「寄付金受領証明書(領収書)」が必要です。寄付を受けた時、または確定申告時期に、必ず送付します。
- 「所得税」では必ず控除されますが、「個人住民税」では寄付者の住民票がある自治体によって扱いが異なります。詳しくは各自治体に確認してください。
- 寄付金受領日は団体への入金日です。クレジットカードやコンビニ決済による寄付では、決済日と団体への入金日の間に1~2か月のズレが生じます。ご注意ください。
- 相続財産の寄付の場合、相続税の非課税措置(P.7参照)に加え、寄付金控除も適用可能。ダブルの減税効果です。
- 年間寄付金合計額とは、寄付金控除の対象法人にあてた寄付すべての合計額です。「控除下限額(2,000円)」は寄付先1団体ごとの下限ではありません。少額の寄付でも寄付金受領証明書(領収書)を発行しましょう。

領収書は無くさないようにね!



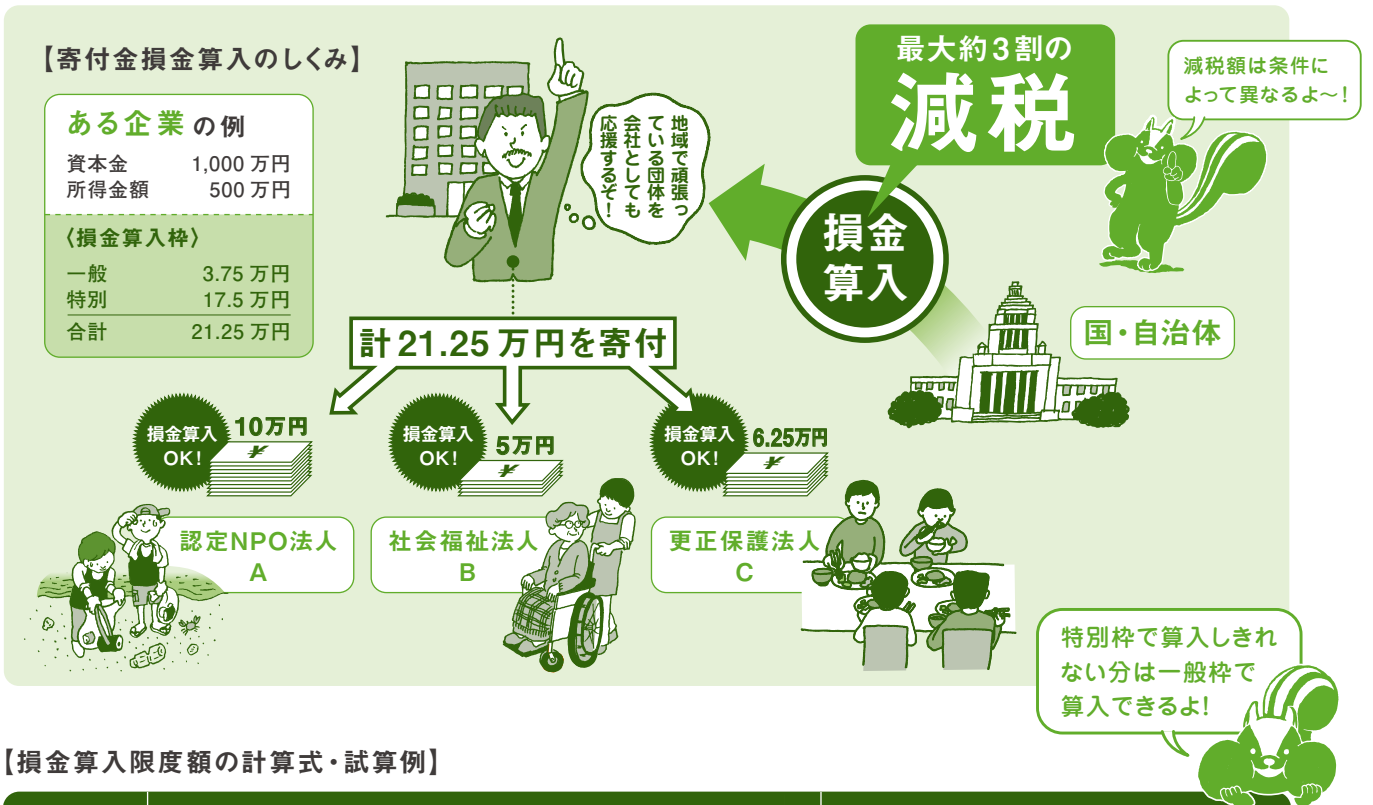
2 法人の寄付金特別損金算入

法人税等

企業の社会貢献を応援!

ポイント

- 法人税を軽減させる「寄付金損金算入枠」が、通常の約3～5倍に。
- 一般枠と特別枠の合計額まで損金にできる。
- 営利法人に限らず、NPOなど非営利法人も利用可能。



【損金算入限度額の計算式・試算例】

	資本金等がある法人(会社・組合等) 例) 資本金: 1,000万 所得金額: 500万	資本金等がない法人(NPO法人等) 例) 所得金額: 500万
一般枠	$\left(\text{資本金等} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\% \right) \times \frac{1}{4}$ $(1,000万 \times 0.25\% + 500万 \times 2.5\%) \times \frac{1}{4} = 3.75万$	$\text{所得金額} \times 1.25\%$ $500万 \times 1.25\% = 6.25万$
特別枠	$\left(\text{資本金等} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\% \right) \times \frac{1}{2}$ $(1,000万 \times 0.375\% + 500万 \times 6.25\%) \times \frac{1}{2} = 17.5万$	$\text{所得金額} \times 6.25\%$ $500万 \times 6.25\% = 31.25万$
合計	21.25万	37.5万

認定NPO法人等への寄付金は、一般枠と特別枠を合わせて年間で合計21.25万円まで損金算入できることになります!

※NPO法人や一般社団・財団法人への寄付も「一般枠」の範囲では損金算入できます。

一般枠＋特別枠をフル活用！

NPOの声 使って 良かった！

- ▶ 認定取得をきっかけに、ダメもとで地元企業に支援のお願いで回ってみたら、合計400万円のご寄付をいただきました！
- ▶ 認定取得前の企業との取引は、協賛広告や社員研修など、経費で落とせる対価メニューが中心でした。損金算入「一般枠」の額が小さく、寄付金は出しにくいと言われたからです。認定取得で「特別枠」まで使えるようになったことで、これまでの取引に加えて寄付メニューも提案しやすくなりました！
- ▶ すでに数百万円の寄付をくださっている企業から言われました。「もっと寄付したいのに、損金算入枠がいっぱい。早く認定取ってよ。」このチャンスを逃さないよう、認定取得に向けて頑張っています！
- ▶ 認定取得後、企業ではなく地域のNPO法人が寄付してくれるようになりました。「皆さんの活動は、自分たちの目標達成にも非常に重要。収益事業の利益の一部を寄付しますから使ってください。一緒に良い地域をつくりましょう。」それから交流が深まり、活動も活発になりました！
- ▶ 企業からは、優遇税制もさることながら、認定基準をクリアした組織の高い信頼性、公益性、透明性が評価されています。認定NPO法人の一覧をみて向こうから声をかけていただく機会も増えました。これからも認定資格を積極的にPRします！

条件・注意点

- 特別損金算入の利用には、法人税の確定申告で「寄附金の損金算入に関する明細書」別表十四（二）の記載と、領収書等の保管が必要です。
- 個人の確定申告は時期が決まっていますが、法人はそれぞれの事業年度（決算期）によって法人税の申告期限が異なります。領収書等は早めに送りましょう。
- 個人からの寄付と同様に、寄付金受領日は団体に入金された日です。
- 損金算入限度額の正確な数字は、決算後（所得金額確定後）でないとわかりません。また企業は複数団体へ寄付している場合も多く、必ずしも損金算入限度額いっぱいまで1団体に寄付するわけではありません。

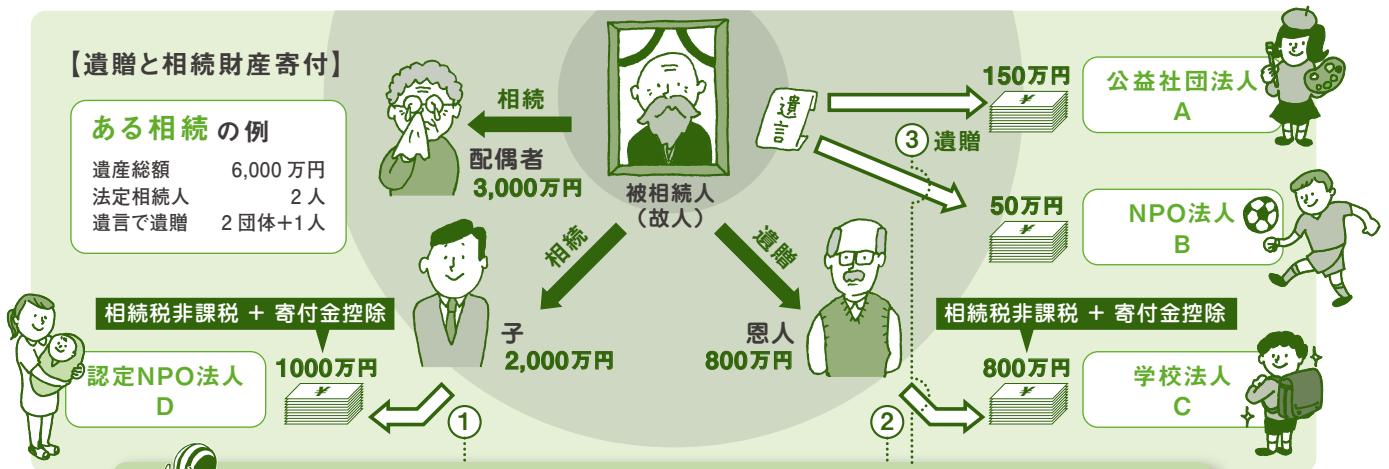
3 相続財産寄付の非課税

相続税

遺産で社会へ恩返し!

ポイント

- 相続した財産を寄付すると、その分は相続税非課税。
- 不動産や有価証券など金銭以外は「みなし譲渡所得課税」に注意。



ある相続の例
 遺産総額 6,000万円
 法定相続人 2人
 遺言で遺贈 2団体+1人

どの団体に、いくら寄付するかを「誰」の意思で決めたかがポイントです。

遺産を相続した相続人（ここでは配偶者と子）が自分の意思で寄付 ① 「相続財産寄付」
 遺産の遺贈を受けた個人（ここでは故人の恩人）が自分の意思で寄付 ② 「相続財産寄付」
 被相続人（故人）の意思（遺言等）に基づいて、直接、遺産を寄付 ③ 「遺贈」

	相続税	所得税・個人住民税
遺贈	認定NPO法人等に限らず、NPO法人や一般社団・財団法人（非営利型）等の非営利法人への遺贈であれば非課税 公益社団法人A：非課税 / NPO法人B：非課税 ※相続税を不当に減少させる結果になる場合は課税	寄付金控除対象団体（P.3-4）への遺贈であれば、場合により、被相続人の準確定申告で寄付金控除を適用可能
相続財産寄付	認定NPO法人や公益法人等への寄付のみ非課税 学校法人C：非課税 / 認定NPO法人D：非課税	寄付金控除対象団体（P.3-4）への寄付であれば、寄付金控除を利用可能 ※上限額には注意

【相続税の計算式・試算例】

課税対象の相続財産金額 $6,000万円$ (遺産総額) - $1,800万円$ (①②相続財産寄付分) - $200万円$ (③遺贈分) = $4,000万円$ (A)

基礎控除額 $(3,000万円 + 600万円 \times 2人)$ (法定相続人の数) = $4,200万円$ (B)

この事例では課税対象の相続財産金額が基礎控除額未満なので相続税負担は無し!

A < B

【参考】遺贈・相続財産寄付しなかった場合の相続税は約90万円。

積極PRでチャンスをつかもう!

NPOの声 使って 良かった!

- ▶ 東南アジアで貧困地域の子ども向け奨学金事業を行っています。ある寄付者が亡くなる前に遺言を作成されました。「私が支援している子どもが大学生になるまでの奨学金に充ててほしい」と、約30万の遺贈をいただきました。
- ▶ 親から多額の財産を相続した方が「自分は生活に困っていないから」と生活困窮者支援に数千万円のご寄付をくださるなど、認定取得後は、遺贈や相続財産寄付が増えています。
- ▶ 地元の金融機関（地銀・信金信組等）に認定取得を報告したところ、「遺贈や相続財産寄付をご希望のお客様がいたら紹介しますね。とても助かります。」と良い反応でした。

条件・注意点

- 遺贈や相続財産寄付の優遇税制を受けるためには、相続税申告時に「第14表」の記載が必要です。また、領収書等の添付が必要です。
- 相続財産寄付の場合、相続税の申告期限内（10か月以内）に寄付が完了していなければなりません。
- 寄付を受けた相続財産は、2年以内に特定非営利活動事業等に使っている必要があります。これを怠ると優遇税制の対象外となり、寄付者に相続税が課せられます。この判断は難しいこともあるので、専門家に相談しましょう。
- 寄付先が認定NPO法人等であれば、相続人は、相続税の非課税措置に加え、ご自身の所得税・個人住民税の「寄付金控除」も利用できます。
- 不動産（土地・建物）や有価証券等の寄付で、寄付時の価格が取得時に比べて値上がりしている場合、寄付者に所得税が課せられる可能性があります（みなし譲渡所得課税）。またこの場合でも「みなし譲渡所得非課税特例」や「マイホーム特例」等を受けられることもあります。
- 遺贈や相続財産寄付は、法律や税制が大変複雑です。弁護士や税理士、信託銀行などの専門家に相談しましょう。

※遺贈や相続財産寄付に関しては、法務・税務・ファンドレイジング等の各分野で用語や定義が統一されていません。ご注意ください。

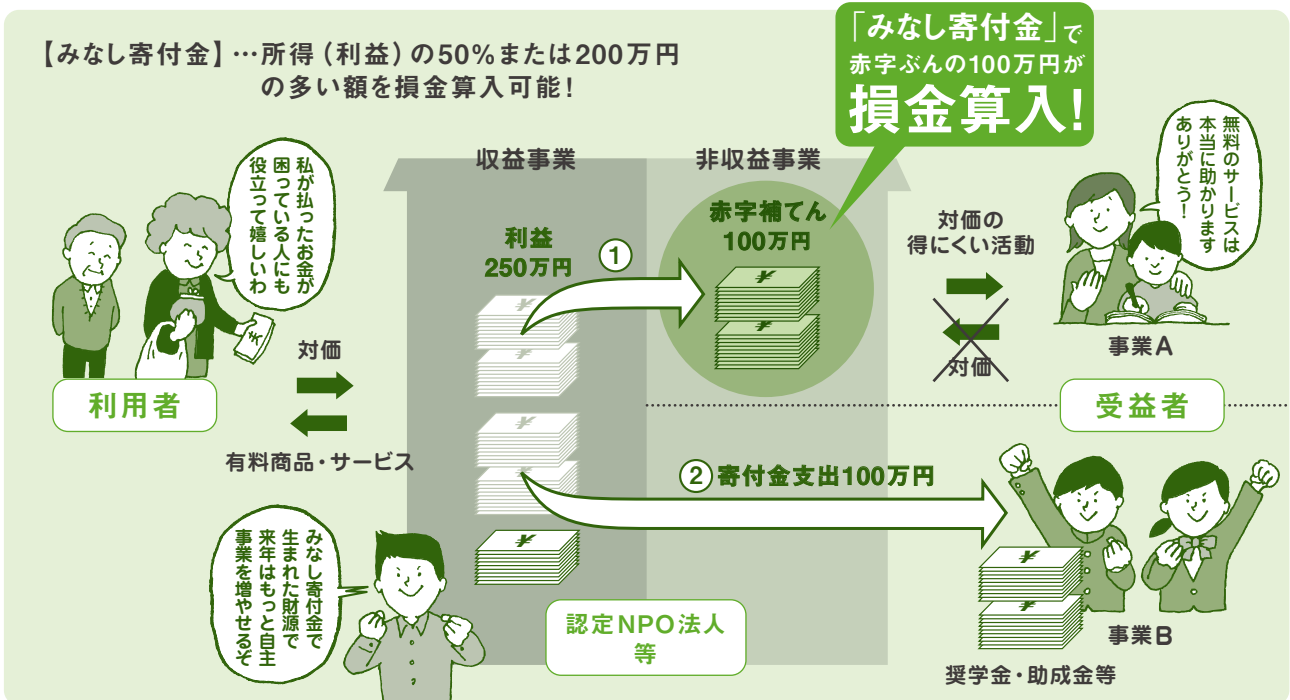
4 みなし寄付金

法人税等

法人税が減り、活動資金が増える!

ポイント

- 団体自身が支払う法人税の軽減措置。
- 所得(利益)の50%と200万円、どちらか多い額が損金に。
- 事業費用への充当と、寄付金支出と、2つの使い方がある。



みなし寄付金利用前 (NPO法人)

収益事業	+250万円
法人税等	250万円 × 約20% = 50万円の負担 (利益(所得))
非収益事業	-100万円 (赤字)
法人全体	+150万円
法人税等負担	-50万円
当期正味財産増減	+100万円

認定取得

みなし寄付金利用後 (認定NPO法人)

収益事業	+250万円
(みなし寄付金) … ①	-100万円
(寄付金損金算入) … ②	-100万円
法人税等	50万円 × 約20% = 10万円
非収益事業	-100万円 (赤字)
法人全体	+150万円
法人税等負担	-10万円
当期正味財産増減	+140万円

優遇税制活用!

「みなし寄付金」を活用することで、法人税負担が軽減され、自主財源が増える!

※公益社団・財団法人のみ上限金額が異なります。

三方良しのボーナス税制！

「売り手よし」「買い手よし」「世間よし」みんなが喜ぶ税制です。法人税の申告で年に一度のボーナスをもらおう！

NPOの声



- ▶ チャリティショップの利益で海外支援を行っています。ボランティア運営で利益が大きくなり、法人全体は赤字でも、多額の法人税を支払っていました。認定取得後は、みなし寄付金のおかげで税負担が軽減、その分が活動費に回るようになり、スタッフのやる気も高まりました！
- ▶ 収益事業を精一杯頑張り、みなし寄付金で自主財源を生み出しています。寄付だけに頼らずに、まず自分たちが稼いでいることで、寄付の呼びかけにも自信がつかえました！
- ▶ 駐車場経営（その他の事業）の利益で、若手研究者に奨学金を支給しています。認定前は納税後の残金を充てていましたが、今では利益のほぼ全額を奨学金に充てられます。奨学金額アップと支給期間の延長で、大変喜ばれています！

条件・注意点

- 税法上の「収益事業」を行っており、法人税を申告している認定NPO法人等が対象です。当該事業年度末の時点で認定を受けていれば利用可能です。
- 収益事業から得た利益を、特定非営利活動事業（本来事業）等であって、かつ法人税が課税されない非収益事業に充てた場合、「所得の50%」または「年200万円」どちらか多い額を損金算入できます。【左イラスト①：みなし寄付金】
- 非収益事業の費用に充てるだけでなく、外部への寄付金支出にも使えます。NPO法人が寄付金を支出した際の損金算入限度額は、所得金額の1.25%（一般枠）ですが、認定NPO法人では「所得の50%」または「年200万円」どちらか多い額に拡大されます。【左イラスト：②寄付金損金算入】
- 非収益事業への充当と外部への寄付金支出どちらにも使う場合は、合計額で計算します。
- この制度を利用した場合は、法人税の確定申告時に「寄附金の損金算入に関する明細書」別表十四（二）への記載が必要です。
- 認定NPO法人の場合、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく「適用額明細書」にも記載が必要です。公益社団・財団法人の場合は、適用上限額や提出書類等の一部が異なります。

認定NPO法人の要点

認定NPO法人は寄付税制全部使える!

ポイント

- 法人格によって、使える寄付税制が異なる。
- 制限なく全ての寄付税制を使えるのは、認定NPO法人だけ!
- 認定NPO法人は全国で大幅に増加中!

下記のように、寄付税制の対象となる法人格には様々なものがあります。公益社団・財団法人は歴史もあり、財政規模の大きい団体が多く、活動分野も多様です。社会福祉法人は老人ホームや保育園などを運営しており、学校法人は私立学校、更正保護法人は出所者を支援する更正保護施設の運営を担っています。

認定・仮認定NPO法人は、地域密着型から国際的な団体まで様々な規模・分野の団体があるのが特徴です。寄付金税額控除を含め、個人・法人・相続財産の寄付税制が全て適用になるのは、認定NPO法人だけです。

法人格ごとに違いがあるんだね～



【寄付税制 法人格別比較表】

	個人の寄付金控除 (所得税分)		寄付金控除 (住民税分)	法人の寄付金 特別損金算入	相続財産寄付 の非課税
	所得控除	税額控除	税額控除		
認定NPO法人	○	○	各自治体の 条例次第	○	○
仮認定NPO法人	○	○		○	×
公益社団・財団法人 社会福祉法人 学校法人 更正保護法人	○	△ 一部の 法人のみ	各自治体の 条例次第	○	○
NPO法人	×	×		×	×
一般社団・財団法人	×	×	×	×	×

※複数の寄付税制対象団体に寄付した場合、寄付金控除上限額などは、合計金額で計算します。

■ NPO法人に税制優遇を与える制度

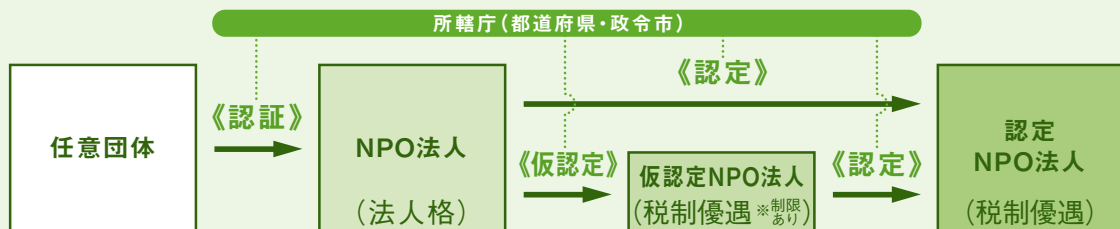
認定NPO法人制度とは、<運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する>と、所轄庁（都道府県・政令市）から「認定」を受けた「NPO法人」に、寄付税制などの優遇税制で、NPOの活動支援を行う制度です。2012年4月のNPO法改正により認定基準が緩和され、認定取得がより身近になっています。

ぜひ、認定を取得して寄付税制を活用しましょう!



【任意団体から認定NPO法人になるまでの流れ】

*《認証》・《仮認定》・《認定》はすべて所轄庁が行います。
《認証》は市町村に権限移譲されている場合もあります。



※ 認定NPO法人になるためには、以下の8つの基準を満たす必要があります。

- | | |
|------------------------------|---------------------|
| ① パブリックサポートテスト(寄付基準)をクリアしている | ⑤ 情報公開が適切である |
| ② 活動のメインが共益的な活動でない | ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出している |
| ③ 組織運営等が適正である | ⑦ 法令違反がない |
| ④ 事業活動について一定の基準を満たしている | ⑧ 設立から1年を超えている |

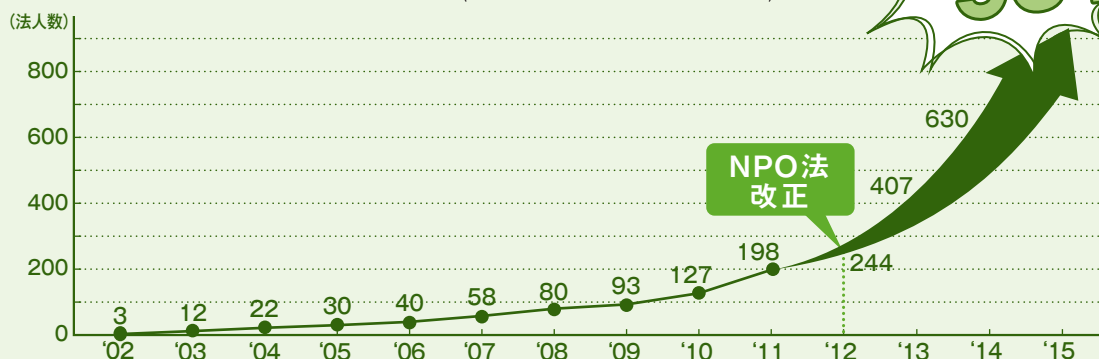
■ 認定NPO法人は全都道府県に誕生、大幅に増加中!

認定・仮認定NPO法人の数は、ここ数年で大幅に増加し、931法人（2015年12月時点）に達しています。全都道府県で認定NPO法人が誕生するなど、全国で活用が進んでいますので、以前より寄付者の希望に合った団体を見つけやすくなっています。

10年間で30倍に増えたよ!



【認定・仮認定NPO法人合計数の推移】（法人数は各年の4月1日現在、2015年は12月末日現在の数値）



認定NPO法人になるための基準

認定基準 1 パブリックサポートテスト (PST) をクリアしていること

(次のいずれかを満たしている)

- (1) 実績判定期間において、経常収入金額に占める寄付金等収入金額の割合が20%以上です。
- (2) 実績判定期間において、各事業年度中の寄付金の額が3,000円以上である寄付者の数が年平均100人以上です。
- (3) 都道府県・市区町村から条例で個別指定を受けています。



気をつけたいポイント ①

申請には「寄付者名簿」が必要です。日頃から作成しておきましょう。寄付者名簿には寄付者の住所・氏名・寄付金額・寄付した日付を記載します。書式や様式については各所轄庁へお問い合わせください。

認定基準 2 共益的な活動がメインではないこと

(実績判定期間において、総事業費に占める次の活動への支出の割合が合計50%未満)

- (1) 会員等のみを対象とした物品の販売やサービスの提供等
- (2) 特定のグループや特定の地域などに便益が及ぶ活動
- (3) 特定の人物や著作物に関する普及啓発等の活動
- (4) 特定の者の意に反した活動

認定基準 3 組織運営等が適正であること

- (1) 役員の総数のうち特定の役員及びその親族関係者等の占める割合が1/3以下です。
- (2) 役員の総数のうち、特定の法人の役員や従業員の占める割合が1/3以下です。
* 特定の役員や従業員とは、同じ法人の役員や従業員のことを指します。役員とは理事・監事のことです。



気をつけたいポイント ③-(2)

NPO法人Aは役員5人の内2人がNPO法人Bの役員と重複しているので、基準を満たすことができません。こうした場合には、役員の数を追加する等の措置をとる必要があります。

NPO法人
A



NPO法人
B

- (3) 公認会計士等の監査を受けているか、青色申告法人と同等に取引を帳簿に記録し、保存しています。
- (4) 各社員の表決権が平等です。
- (5) 支出した金銭について費途が不明なものや、帳簿への虚偽の記載はありません。

認定基準 4 事業活動について一定の基準を満たしていること

- (1) 宗教活動および政治活動、特定の政党・候補者等への推薦・支持・反対等を行っていません。
- (2) 役員や社員、職員、寄付者に特別の利益を与えていません。
- (3) 営利を目的とした事業を行う者や、政治・宗教活動を行う者、特定の公職の候補者に寄付を行っていません。
- (4) 実績判定期間において【特定非営利活動に係る事業費÷事業費の総額】の割合が80%以上です。
- (5) 実績判定期間において【特定非営利活動の事業費に充てた額÷受入寄付金の総額】の割合が70%以上です。

認定NPO法人になるためには、実績判定期間（初回は原則直前の2事業年度）において、【認定】は認定基準①～⑧すべて、【仮認定】は認定基準②～⑧を満たしている必要があります。また基準の他に、該当していると認定・仮認定にできない欠格事由があります。

認定基準 5 情報公開が適切であること

- 認定申請書類について、一般の人から閲覧の請求があった場合、応じることができます。

認定基準 6 事業報告書等を所轄庁に提出していること

- 毎年度、事業報告書や活動計算書等を所轄庁に提出しています。



気をつけたいポイント ⑥

期限内に提出していることも重視されるため、毎年事業年度終了後3か月以内に必ず提出するようにしましょう。

認定基準 7 法令違反等がないこと

- (1) 法令に違反する事実はありません。
(例：法人税・消費税・源泉所得税を適正に申告・納付している)
- (2) 偽りや不正の行為によって利益を得た事実または得ようとした事実はありません。
- (3) その他にも、公益に反する事実はありません。



気をつけたいポイント ⑦-(1)

NPO法の遵守、定款通りの運営、登記や税務など、日々の運営を適正に行っているか重視される基準です。普段からこうした手続きを忘れずに行うことが重要です。

認定基準 8 設立の日から1年を超えていること

- 申請書の提出日を含む事業年度開始の日において、設立の日から1年を超える期間を経過しています。



「認定」「仮認定」「指定」はどんな違いがあるの？

それぞれ、満たすべき認定基準や有効期限、更新等が異なるので注意しましょう。

	認 定	仮 認 定	指 定
基 準	すべて満たしていること	PSTが免除される	各自治体によって異なる (指定→認定になる場合はPSTが免除される)
有効期限	認定の日から5年間	仮認定の日から3年間	各自治体によって異なる
申請できる法人	すべてのNPO法人 (設立後1年を超え、2事業年度を終えていること)	設立後5年以内の法人	各自治体によって異なる
税制優遇 詳細は本パンフレット 3～10ページを参照	メリット 1～4	メリット 1 2	メリット 1 の住民税のみ
更 新	5年毎に更新	な し	各自治体によって異なる
申請先	所轄庁	所轄庁	条例を定めている 都道府県・市町村

※ 指定NPO法人の税制優遇は【住民税】のみ。控除される割合は、県指定が4%、市町村指定が6%

団体が元気に！

団体概要

●活動分野：福祉 ●財政規模：5,000万円 ●職員数：20名

① 活動開始、専門家との出会い

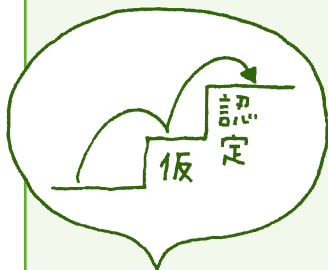
10年前、障害を持つ子どもたちの居場所をつくろうと、親が中心となってボランティア組織を立ち上げました。地域のニーズは予想より高く、利用者が増えてきたため、思い切ってNPO法人化し、放課後等デイサービスを開始しました。この事業をはじめてから、有給職員も増えて、財政規模も大きくなったので、会計・税務を税理士に依頼するようになりました。



② 認定目指し、仮認定からのスタート

放課後等デイサービス事業に加え、子どもたちの表現活動などの自主事業を増やしていきたいと思いはじめ、税理士に資金調達の相談をしたところ、認定NPO法人のことを教えてもらいました。早く認定になって寄付税制を使いたいと思いましたが、当時はPSTをクリアできるほど寄付を集めていなかったため、まずはPST免除の仮認定を取得しました。

その後、「仮認定って何？」と、きかれることが多くなり、優遇税制を説明するきっかけとして役立ちました。また、団体の信頼性も高まって市の事業を受託。法人税を納めるようになったので、「みなし寄付金」を使い、法人税の減税分を自主事業の活動費に充てたいと、スタッフ一同、認定取得の意欲がさらに高まりました。



寄付税制の使い方を、ステップに沿ってご紹介します。
認定NPO法人の“実話”をもとに、再構成しました。
まずは、事業型NPOから!

事業型



③ 働きやすい環境、財源の広がり

努力が実り、念願の認定NPO法人になりました。この準備で、**団体の力を高めるためには労務の改善が必要**だと実感。社会保険労務士についてもらうことになりました。スタッフからも、さらに**働きやすくなった**と好評です。かつては苦勞していた**新規採用**にも効果があり、**応募者が増えて、職場が明るくなりました**。

また、仮認定の時に納めていた**法人税30万円は、「みなし寄付金」の活用で「0円」**になりました。**これを財源に新規事業を立ち上げ**。参加費無料の「子育てサロン」を月2回実施するようになって、地域から感謝されています。**助成金も以前より採択されやすくなった**と感じています。助成財団の担当者から「認定NPOは安心できる。」と言われたこともありました。



④ 建物や車の寄付、融資の優遇金利

認定取得後、**不要となった建物を寄付したい**と連絡がありました。これまでは賃貸物件で事業を行ってきたのですが、**何度も話し合っ、受取りを決断**しました。**改修費用500万円の半分を寄付で集める目標**をたて、これまでの支援者に加え、**関係のなかった地元企業にもお願い**をしました。**予想以上の反響**で、なんと**全額を寄付で賄う**ことができました!これが話題となり、**送迎用ワゴン車の現物寄付**も続きました。

また、子どもたちが卒業後に働ける場をつくろうと「就労継続支援B型」事業も始めることに。**日本政策金融公庫の融資**を活用しましたが、**驚いたことに、認定NPO法人は優遇金利**で受けられるのですね。認定NPO法人のメリットをフル活用しています!



すごい波及効果！

団体概要

●活動分野：国際協力 ●財政規模：500万円 ●職員数：ボランティア事務局

① 認定目指してNPO法人化

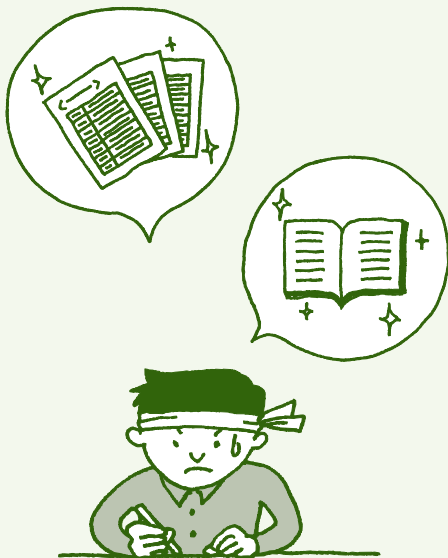
たまたま訪れた東南アジアで、貧困地域の現状を目の当たりにしました。地元の友人に声をかけて支援活動を開始。収入のほとんどが寄付金のため、はじめから認定を目指してNPO法人を設立しました。事務局業務は理事長の私を含めて全員ボランティア。認定基準の複式簿記を徹底するため、公認会計士のプロボノ指導を受けました。



② 予期せぬ問題 再申請へ

2事業年度が終わって認定申請しましたが、**事業報告書の提出が法定期限に遅れていた**など予期せぬ問題が発覚。**申請を取り下げる**ことにしました。また、寄付金扱いしていた賛助会費も、**イベント参加費の割引特典が対価性あり**と判断され、PSTにカウントできませんでした。

心機一転！**事務手続きに関するスケジュール表やマニュアルを整備し、NPO法人として、より適正な運営を心がけ**ました。また**割引がなくても会費を払うよ**という声が多く、**賛助会員の特典を廃止**。再チャレンジで、無事に認定を取得しました。

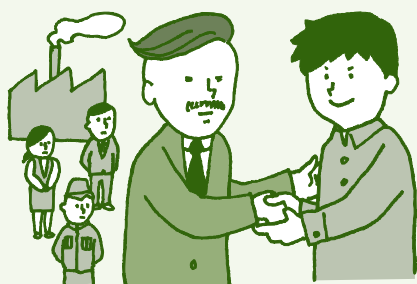
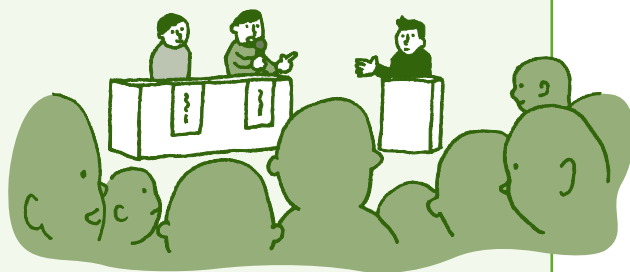


つぎに、寄付型NPOの事例をご紹介します。
認定取得と寄付税制のPRで、
協力の輪がどんどんひろがっているね!

寄付型

③ 認定取得のお祝い寄付

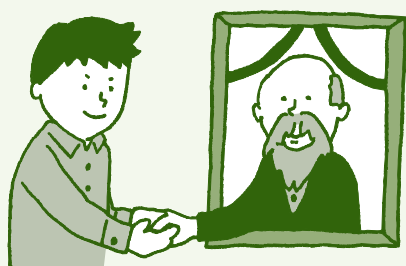
認定取得を記念したイベントを開催しました。私たちの市では、初めての認定NPO法人ということもあり、市長や地元企業の社長もご参加。参加者からのご寄付は目標の100万円を達成。今回が初めての寄付という方もたくさんいました。寄付金控除の仕組みを知って、さっそく寄付金額を増やしてくださった方もいました。イベントの様子が地元のテレビや新聞にも報道され大成功でした。



④ 企業の巻き込み、遺贈寄付

記念イベントで知り合った社長の勧めで、地元企業を1軒1軒訪問しました。認定NPO法人制度を知らない方がほとんどでしたが、寄付税制を説明すると、多くの会社からご寄付があり、社長や従業員の方から個人寄付をいただくこともありました。

さらに、イベントの新聞記事がきっかけで弁護士から問合せがあり、1,000万円の遺贈を受け取りました。「東南アジアの子どもたちに」とのご遺志を受け継ぎ、その使い方をじっくり話し合いました。一度に使い切らず基金化して、5年かけて活用します。



認定とろう!NET もご活用ください!

by 認定NPO法人 シーズ・市民活動を支える制度をつくる会

ぜひアクセス
してみてください!

「認定とろう!NET」は、日本初の認定NPO法人制度と寄付税制専門の解説サイト。認定NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会が運営しています。2011年の開設以来、年間約45万人のアクセスがあり大好評。2016年3月に内容を大幅に追加してリニューアルオープンしました!



ポイント

1. 制度づくりに携わって20年以上の実績をもとに、シーズならではの独自コンテンツ満載。
2. サイトの利用はもちろん無料。このパンフレットや寄付税制解説チラシなど、役立つ資料をダウンロード!
3. 毎年の税制改正や制度変更に対応し、今後も最新情報をアップデート!

難しい制度も
丁寧に解説!

NPO向けコンテンツ



- ▶ 「寄付税制活用ツール集」
(このパンフレットや寄付税制解説チラシ6種類など)
- ▶ 「先輩を訪ねてみよう～認定NPO法人レポート」
(実際のファンドレイジング事例を掲載)
- ▶ 「認定とろう!ナビ」
(認定取得までの道のりを解説)

寄付者向けコンテンツ



- ▶ 「わかる! 寄付金控除」
制度の仕組みから、具体的な申告方法までをQ&A形式で分かりやすくレクチャー!

<http://www.nintei-torou.net/>

認定とろう

検索

発行日：2016年3月12日

発行者：認定NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会

デザイン：佐藤真喜子

発行協力：立正佼成会一食平和基金



認定NPO法人 シーズ・市民活動を支える制度をつくる会



〒165-0031 東京都中野区上鷺宮 3-13-1 鷺宮ガーデンハウス A2
TEL：03-5439-4021 / FAX：03-3926-7551
E-mail：npoweb@abelia.ocn.ne.jp

<http://www.npoweb.jp/>

NPOWEB

検索

@NPOWEB

1994年の設立以来、NPO法制定や認定NPO法人制度・寄付税制の創設、NPO法人会計基準の策定、日本ファンドレイジング協会の設立など、一貫して市民活動を支える制度づくりに取り組んできました。

現在は、NPO法や寄付税制をより良くするための政策提言と、制度の普及、制度の活用推進(認定NPO法人振興会)に力を入れています。